国民健康保険とは、病気やケガをした時に安心して治療が受けられるように、加入者が保険税を出し合って助け合う制度です。医療機関の窓口で保険証を見せることで、医療費の一部（３割）を支払うことにより治療を受けることが出来ます。また、負担額に上限が設けられており、医療費が高額になった場合、申請を行うことにより上限を超えた金額が支給されます。

　益城町に３か月を超えて住民登録し、日本の公的医療保険制度に加入していない７４歳以下の外国人の方は、国民健康保険に加入する必要があります。なお、海外旅行保険は、公的医療保険制度は該当しません。また、在留資格が３か月以下でも、在留資格が「興行」、「技能実習」、「家族滞在」または「特定活動※」のために益城町に住所登録を行っている方の内、書類等により３か月を超えて日本に滞在すると認められる方については、国民健康保険に加入する必要があります。

※「特定活動」の内、以下の者は除きます。

○医療を受ける活動　　　　　　　○医療を受ける活動を行う者の日常生活上の世話をする活動

○観光・保養その他類似する活動

国民健康保険の加入手続き

届出は事由発生より１４日以内に行う必要があります。加入の届出が遅れても、資格が発生した日にさかのぼって保険税が発生しますので、手続きは早めに行ってください。

|  |  |
| --- | --- |
| 加入手続きが必要な場合 | 必要な書類 |
| 下記共通の手続き  海外や町外から転入したとき  子どもが生まれたとき | ❶在留資格の確認ができるもの  （例）  ・パスポート  ・在留カード  （在留資格が「特定活動」の方は  パスポートの「指定書」も必要です）  ・特別永住者証明書（外国人登録証）  ❷加入者の個人番号（マイナンバー）が  分かるもの  ➌手続き者の本人確認ができるもの |
| 他の健康保険の資格がなくなったとき  （例）  ・退職した（任継続する場合を除く）  ・任意継続が切れた  ・被扶養者でなくなった | ・❶＋❷＋➌  ・健康保険資格喪失証明書 |
| 生活保護が廃止（停止）されたとき | ・❶＋❷＋➌  ・生活保護廃止（停止）決定通知書 |